平成２４年（フ）第８４１号
千葉県柏市大井1990番地２　ｆｏｒｔｕｎａ－Ｓ－106号
債務者　鈴木　正幸
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９号
千葉県松戸市常盤平７丁目３番地　常盤平公団住宅２街区12棟401号
債務者　大場久美子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４８号
千葉県我孫子市湖北台７丁目15番51―205号
債務者　永尾　富朗
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５５号
千葉県鎌ケ谷市右京塚５番37号
債務者　折原　昌弘
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７号
千葉県柏市桜台８番18―107号
債務者　大貫　　博
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６２号
千葉県鎌ケ谷市南佐津間６番６号　ウィルティ102
債務者　高橋まり子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６４号
千葉県柏市逆井３丁目５番８号　テニメント逆井１号
債務者　橋本　陽子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８１７号
北九州市八幡東区白川町２番23号
債務者　平塚美由紀
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４号
北九州市八幡西区萩原１丁目11番３―206号
債務者　平田　和希
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５号
青森県黒石市大字黒石字建石３番地20
債務者　村上　　功
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２３９５号
愛知県あま市甚目寺山之浦111番地　メルコビル403号
債務者　池田　恵子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０号
静岡県袋井市山科3253番地の２
債務者　久野　久子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２５１号
千葉県八千代市大和田755―80　ハイツサンピーチＢ102
債務者　吉沢　純平
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６６号
神奈川県伊勢原市伊勢原４－７－34、住民票上の住所東京都三鷹市北野１丁目１―18
債務者　船木　　剛
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７１号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋２丁目５－１－506
債務者　藤肥　　浩
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７２号
東京都板橋区成増５丁目16－５　工藤方
債務者　上村眞由美
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部